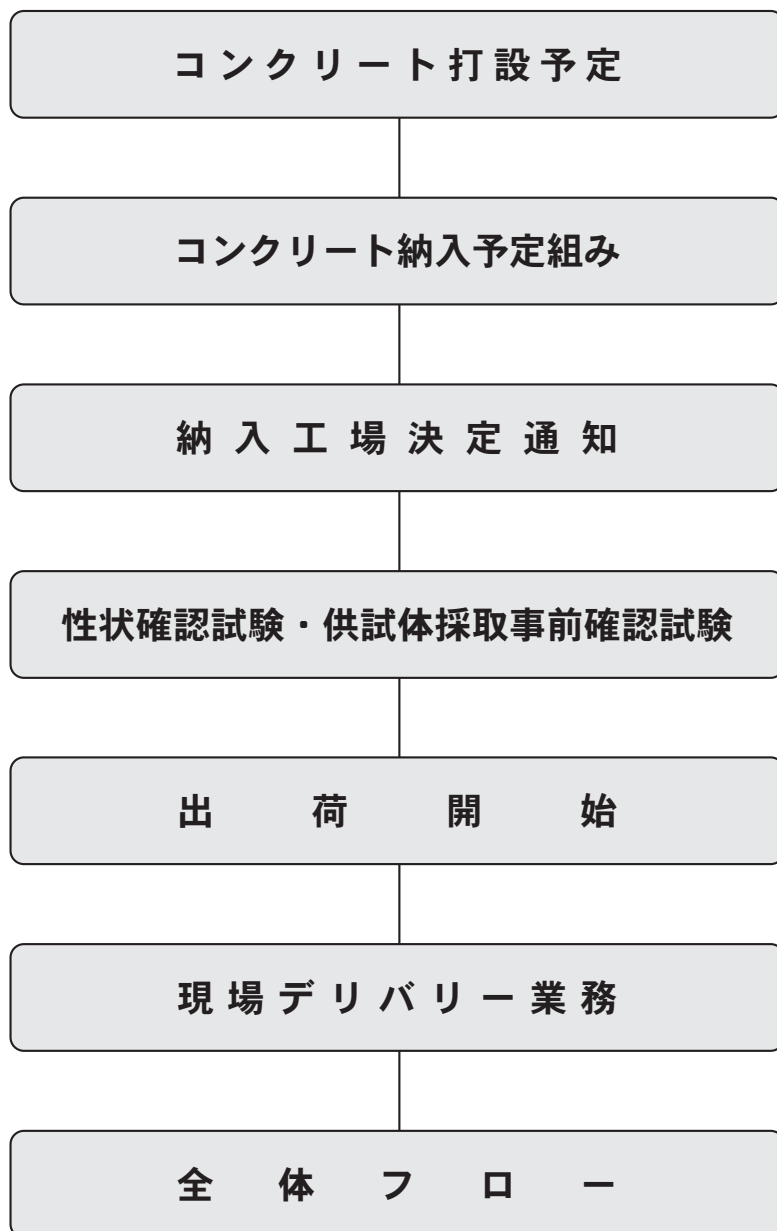


第4章 業務計画書（デリバリー業務）

1-1 受発注フロー



2-1 コンクリート打設予定

- ①コンクリートの注文は、打設予定日の10日前までとします。
10日未満の注文は、予定組みが出来ないことがあります。
- ②1-F構内及び管理エリア内のコンクリート打設予定は、次章添付の生コンクリート注文予定・出荷確定メール/FAX送受信票(P67～69)に記載されている項目を必ず記入して下さい。
記入漏れがある場合には、予定組みが出来ないことがあります。
- ③注文は、送受信票を当協同組合の予定受付専用メールアドレスに送信願います。
メール送信が出来ない場合は、当協同組合にFAX送信願います。
相双生コンクリート協同組合
○注文専用メールアドレス tachibana@sousounamakyo.com
○FAX 050-3153-0463
- ④緊急時の予定変更や注文は、送受信票に記載している担当者へ直接連絡して下さい。
万一、担当者と連絡が取れない場合は、当協同組合に連絡を頂くか下記の当該生コン工場へ連絡願います。
○相双生コンクリート協同組合 0240-25-8991
○双葉日立生コン 0240-33-2161
○双葉住コンフクスミ工場 0240-25-4121
○草野建設生コン工場 0240-25-3120
○ふたば復興生コン 0240-23-6222
○福島広野レミコン 0240-23-5078
- ⑤電話による注文は可能ですが、同日中に送受信票を送信して下さい。同日中に到着しない場合は翌日以降の扱いとなります。
○デリバリー担当者電話番号 090-5596-0905 立花

3-1 コンクリートの納入予定組み

- ①生コンクリート注文予定・出荷確定メール/FAX送受信票（P67～69）に基づき納入予定日・時刻・納入数量・納入ピッチ・必要台数・配合等を勘案し出荷予定工場の選定を行う。

3-1-1 各工場の車両状況

各工場の車両保有台数、及び運搬時間は第1章2-5運搬（P16）を参照。

3-2 納入量の目安について

各工場の1-F構内向け供給能力は、退域の際のサーベイに掛る時間により、納入ピッチが変動する。

当協同組合の各工場は、概ね7時間の納入で250m³/日を目安としており、これらを超える打設の場合、事前検討が必要となる。

4-1 納入工場決定通知

- ①各工場の生産能力と出荷態勢を十分検討した上で、納入工場を決定する。
各工場は、事前に車両台数（運転手の人数）、材料の入荷状況、設備の状況をデリバリー担当者に連絡する。
- ②納入工場が決定した段階で、速やかに生コンクリート注文予定・出荷確定メール/FAX送受信票に必要事項を記入し、注文者にメールにて返信することで、納入工場決定通知とする。
メールにて返信が出来ない場合は、FAXにて返信する。
- ③緊急的な要因による注文については、口頭若しくは電話での連絡で代用することとし、これらも納入工場決定通知とする。
- ④各工場の供給能力並びに配車ピッチを超える納入については、予定組み及び納入工場の決定は困難なため、納入予定日の1ヶ月前に事前協議を行うこととする。

5-1 性状確認試験・供試体採取事前確認試験

5-1-1 1-F構内のコンクリートについて

第5章管理エリア入域関連計画書2-1（P53）の区域別作業区分に記載の通り、1-F構内での荷降し時の性状確認試験・供試体採取は行えないため、打設時刻の概ね60分前に納入工場試験室で性状確認試験を行い、試験測定値が規定範囲内であれば供試体を採取し、荷降し検査の代用とする。

施工者の立会が必要な場合は、生コンクリート注文予定・出荷確定メール/FAX送受信票に性状確認試験立会の有無の項目に記入願います。

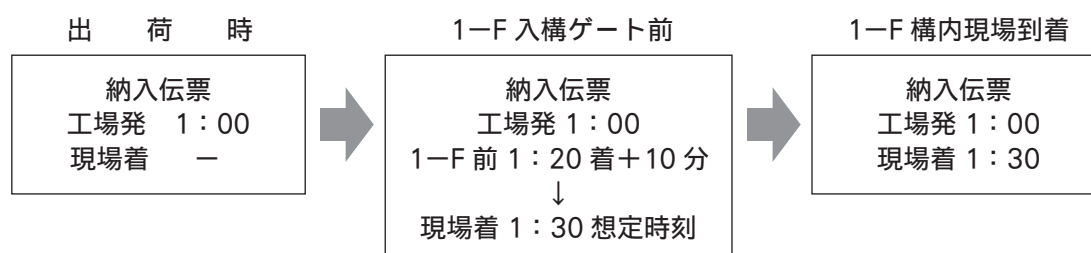
5-1-2 管理エリア内のコンクリートについて

第5章管理エリア入域関連計画書2-1（P53）の区域別作業区分に記載の通り。

管理エリア内コンクリート関連作業申請書/コンクリート運搬依頼書（P66）の提出と、当協同組合理事会の承認が必要になります。

6-1 出荷開始

- ①現場到着予定時刻を勘案し、製造を開始し出荷を行います。
但し、1-F 入構ゲート及び入構してからの車両の混雑状況により、到着予定時刻が前後する場合があります。
- ② 1-F 構内を退構する際に、除染にかかる作業時間により、想定 of 配車ピッチを確保できないことがあります。
- ③生コン工場の設備機器は、日常点検をしているものの、突発的な故障や電気系統のアクシデントが生じる可能性があります。
これらが発生した際は、納入現場に速やかに事態を報告することとします。
- ④故障の程度にかかわらず、補修に要する時間を納入現場に速やかに連絡します。納入の継続・納入の中断等の判断と指示を願います。
- ⑤ 1-F 構内のコンクリートの納品伝票の受け渡しは、当協同組合が定める構内ルールに則り、運転手による手渡しができないため、トラックアジテータに搭載している伝票受渡し専用ボックスを使用願います。
- ⑥ 1-F 構内での納品伝票の受領印（サインを含む）は、当協同組合が定める構内ルールに則り、受領することができません。便宜上、出荷開始前に納入現場の受領担当者の認証を得られれば、納入工場にて代理押印します。
- ⑦ 1-F 構内での納品伝票の受領が不要または受領が困難な場合は、事前にデリバリー担当者または納入工場まで連絡願います。
納入完了後、納入工場受領願います。
- ⑧管理エリア内での出荷開始と付帯する業務は、第 5 章管理エリア入域関連計画書 2-1 の区域別作業区分 (P53) に準じます。
- ⑨納品伝票に到着時刻を記載しますが、伝票受渡しは専用ボックスを使用するため、1-F 入構ゲート前で想定到着時刻を記入します。
その際の現場到着との乖離差を + 10 分と設定します。



7-1 現場デリバリー業務

- ①第5章管理エリア入域関連計画書2-1の区域別作業区分(P53)に記載している通り、1-F構内・管理エリア内での現場デリバリー業務(立会検収業務)は行えません。
- ②また、1-F構内での車両の誘導作業やポンプ車へのシュート掛け作業は行えませんので、施工者側で対応をお願いします。
- ③管理エリア内の同様作業の実施には、当協同組合への申請が必要となります。

8-1 全体フロー

